

計画等の案の概要

| | | | |
|---|---|-----------------|---------------------------|
| 名 称 | 静岡県水循環保全条例施行規則の改正 | | |
| 公表するもの | 静岡県水循環保全条例施行規則の改正案 | | |
| 県民意見の募集 | 有 | 有の場合は その募集期間 | 令和7年1月31日(金)～令和7年2月26日(水) |
| | 無 | | |
| 担当課等名 | くらし・環境部環境局水資源課水資源班 | | 電話番号 054-221-2289 |
| 総合計画における位置づけ | 4-3「命の水」と自然環境の保全 (1)豊かな社会を支える「命の水」等の保全 | | |
| 審議会等の名称 | — | | |
| <p>1 趣旨</p> <p>「宅地造成等規制法」が「宅地造成及び特定盛土等規制法」（以下「盛土規制法」という。）として改正されたことに伴い「盛土規制法」に規定する宅地造成、特定盛土及び土石の堆積等に関する工事の許可等について「静岡県水循環保全条例」（以下「保全条例」という。）における開発行為の届出の適用除外に反映させるため保全条例施行規則の一部を改正します。</p> <p>同規則の一部を改正することとしている事項について、県民の皆様の御意見を募集します。</p> | | | |
| <p>2 骨子</p> <p>(1)開発行為の届出の適用除外を追加します。（規則第5条関係）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「盛土規制法」において、以下の許可を受けた場合または届出をした場合は、「保全条例」における開発行為の届出の適用を除外します。 <ul style="list-style-type: none"> ・宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成等に関する工事の許可（盛土規制法第12条第1項関係） ・宅地造成等工事規制区域の指定の際、当該宅地造成等工事規制区域内において行われている宅地造成等に関する工事の届出（盛土規制法第21条第1項関係） ・特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の届出（盛土規制法第27条第1項関係） ・特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等又は土石の堆積（大規模な崖崩れ又は土砂の流出を生じさせるおそれが大きいものとして政令で定める規模のもの）に関する工事の許可（盛土規制法第30条第1項関係） ・特定盛土等規制区域の指定の際、当該特定盛土等規制区域内において行われている特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の届出（盛土規制法第40条第1項関係） <p>(2)他法令の改正及び廃止に伴う条ずれ等に対応します。（規則第5条関係）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「静岡県盛土等の規制に関する条例」(*1)において、以下の届出をした場合は、「保全条例」における開発行為の届出の適用を除外します。 <ul style="list-style-type: none"> ・「盛土規制法」第12条第1項又は第30条第1項の許可を要する盛土等の届出（盛土条例第9条関係） ・埋立てその他規則で定める盛土等の届出（盛土条例第9条関係） ○「静岡県土採取等規制条例」(*2)の廃止において、同条例第3条で規定する土の採取等の届出の適用除外の規定を削除します。 <p>(3)様式の改正をします。</p> | | | |

(*1)令和7年2月議会に上程予定、議決後3月下旬に改正公布予定

(*2)令和7年2月議会に上程予定、議決後3月下旬に廃止公布予定